manshitsu letter

val.35



TOPICS

のご挨拶

TOPICS 02

改めて、基本に挑か

スタートし7年が経ちました。

満室デザインが賃貸管理業を

(前、満室レターでもお伝えし

夏も本格的になり、日差し 慶び申し上げます。さて、 謹啓 盛夏の候、皆様には てきます。皆さんは熱中症 消耗し、熱中症の危険も出 暑さの中での労働は体力を ました。いよいよ夏本番。 が一段と強くなってまいり ますますご健勝のこととお

をクールダウンしてくれま す。また、栄養価が高いの 分が多く含まれ、体内の熱 すすめです。夏野菜には水 菜を積極的に摂ることがお 熱中症対策として、夏野

> の対策を取ることが大切で はとても難しいことです。 度崩した体調を元に戻すの てはいかがでしょうか。一 に食べるように心がけてみ ひ皆さんも夏野菜を積極的 も気軽に食べられます。ぜ 時、あまり食欲がない時で 料理するのが嫌だという られる物も多いので暑い中 時にできますし、生で食べ で水分補給と栄養補給が同 熱中症予防は十分すぎる程

りお祈り申し上げます。 様のご健康とご繁栄を心よ 暑い日が続きますが、皆

構えまでが網羅された内容でし みを目指して日々励んでおりま の考え方、何が大切かなどの心 貸経営・管理を行っていく上で なもの(1帖って何㎡?や、サ 更誰にも聞けないような初歩的 は、キホンのキ。不動産用語や してまいりました。今回の研修 フが、賃貸管理実務研修を受講 す。そしてこの度は弊社スタッ 営管理士)に挑戦するなど、高 たように、CPM®(不動産経 ブリースとは?など)から、賃 不動産で使われる数字など、今

策はされているでしょう

にならないために、何か対

ました。 物件を顧みるいい機会にもなり 確かに」と感心しきり。 されると、「なるほど~これは の物件を例にあげて画像で説明 空室が決まらない原因を実際 自分の

進気鋭の不動産会社の代表の方 親交を深めるための食事会が催 など多種多様。 不動産会社の新入社員さんや新 されました。参加者は、大手の 研修後は、講師や受講仲間と 遠方からの参加

思った一日となりました。 ばっていらっしゃることに気づ もあり、意見や情報の交換をす かされ、負けてはいられないと がそれぞれの立場で懸命にがん ることができました。みなさん

の良き相談相手となること。そ タッフなのでした。 あらためて基本に立ち返り、 必要です。今回の実務研修で、 のためには、深く幅広い知識が 元固めをした満室デザインス もさることながら、オーナー様 私たちの目的は、自身の成長



TOPICS 03

一慮の提供が

否することが認められなくなったためです。 居を希望する障害者に対して、 会社の対応にも影響が出る可能性があります。入 改正が施行され、「合理的配慮の提供」が義務化 2024年4月1日、「障害者差別解消法」の 賃貸事業を行うオーナーや管理会社、仲介 明確な理由なく拒

現化するための法律と言えます。 いましたが、その理念をより具 ました。同法以前に施行された 「障害者基本法」では、基本原則 「差別の禁止」が挙げられて

障害者差別解消法とは

よる障害者への差別をなくすことを目的に作られ そもそもこの法律は、行政機関や民間事業者に

義務を課しています。 関や民間事業者に対して3つの 不当な差別的取り扱いの禁止

禁止されています。 けない条件を付けることなどは すること、障害のない人には付 あたって、場所や時間帯を制限 ること、またサービスの提供に なく、サービスの提供を拒否す 障害者に対して正当な理由も

具体例

- 物件の広告や図面に 者不可」と記載する 「障害
- 緊急時に連絡ができないと いう理由をもって入居を断
- だと判断して仲介や入居を 者に対して、一方的に無理 一人暮らしを希望する障害

2 合理的配慮の提供

うな対応ができるのかを、 じ、リスク低減のためにどのよ れます。どのようなリスクが生 れたときには、負担が重すぎな 必要があります。 の状況に応じて柔軟に検討する い範囲で対応することが求めら 必要としているとの意思が示さ 障害者から、 何らかの対応を 個別

具体例

事業者の3つの義務

障害者差別解消法は、

行政機

)障害者が内見を希望する場 案内するといったケース ら物件まで車いすを押して 合、不動産会社の事務所か をしないこと という抽象的な理由で支援 で、「何かあったら困る」

断る理由にはならない たリスクだけでは、入居を あったら」という漠然とし 「前例がない」「もし何か

3 環境の配備

物件のバリアフリー化等を進め あらかじめ不動産会社の店舗や 以上のような場合に備えて、

務に変わり、これまでよりも厳 の提供」が努力義務から法的義 民間事業者による「合理的配慮 2024年4月の改正では、

> 別的」な対応とされることが考 が不自由な方には、うちの物件 ことになりました。 あるのかもしれません。 えられます。このようなケース 断っていたケースなどでも、「差 は危ない」などの理由で入居を は予め対策を講じておく必要が にも対応ができるように、今後 格に対応することが求められる 例えば「足

合理的配慮の提供の判断基準 障害者の定義と

注意が必要です。 繰り返す等があれば、 断することとされており、明確 どの要素を考慮し、総合的に判 性の程度、費用・負担の程度な 事業への影響の程度、実現可能 つまり、 的障害だけでなく、精神障害や 下の過料などの罰則があるので 扱い、合理的配慮の提供違反を かしながら、不当な差別的取 な判断基準は存在しません。 ない範囲の配慮とされています。 的配慮とは、過度な負担となら が対象となります。そして合理 おいて制限を受けている人全て 発達障害なども含まれています。 「障害者」とは、 日常生活や社会生活に 身体障害や知 20万円以

